

8 移動・外出に関する支援

(1) 移動・外出を支援するサービス・制度

知 精

行動援護

- 内 容 … 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある方で、常に介護を必要とする方に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
- 利用できる方 … 知的障害や精神障害のある方（障害支援区分3以上で行動上著しい困難がある方）
- 費 用 … 原則 1 割負担ですが、市民税額による負担上限額があります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

身

同行援護

- 内 容 … 視覚障害がある方に対し、移動中に必要な視覚的支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事等の必要な介助を行います。
- 利用できる方 … (1) 移動に支援が必要な視覚障害のある方
(2) 移動時に視覚的支援が必要であり、聴覚障害6級以上の身体障害のある方
(3) 障害児は上記の状態に準ずる場合
- 費 用 … 原則 1 割負担ですが、市民税額による負担上限額があります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

身 知 精

移動支援／通学・通所支援

- 内 容 … 屋外での移動が困難な障害のある方に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援を行います。
- 移動支援：社会生活上必要な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出が対象
通学・通所支援：学校への通学や、通所施設などへの通所（やむをえない事情がある場合に限り）が対象
- 利用できる方 … 市内に居住する障害のある方で、原則として、学齢児以上が利用できます。
- なお、移動支援については、中学3年生までは、保護者を伴うことを原則としますが、次のいずれかに該当するときは、保護者の付き添いを要せず、サービスを受けることができます。
- (1) 保護者等の就労により当該障害児を養育できない時間帯であって、放課後等デイサービス事業等を利用できないとき
- (2) 保護者等の疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができないとき

費用 … 下記のとおり

内 容	費 用
移動支援 ・ 社会生活上必要な外出 ・ 余暇活動などの社会参加のための外出	10%負担
通学、通所支援 ・ 学校への通学 ・ 通所施設などへの通所	10%負担 ※保護者の疾病・障害・就労など、社会的にやむをえない事情により、当該障害児・者の通学通所に付添うことができない場合に限りです。

※生活保護及び市民税非課税世帯の方は、無料となります。

※通学・通所支援についてのみ、月額負担が10,000円を超えるときは10,000円を負担限度額とします。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

身

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付

内 容 … (1) 盲導犬：在宅で生活する18歳以上の方で、視覚障害により日常生活に著しい支障がある方に、行動範囲拡大のための誘導を行う盲導犬を給付します。
(2) 介助犬：18歳以上の肢体不自由により日常生活に著しい支障がある方に、物の拾い上げ、運搬、着脱衣の補助などを行う介助犬を給付します。
(3) 聴導犬：18歳以上の聴覚障害により日常生活に著しい支障がある方に、ブザー音・電話の呼出音等を聞き分けてその方へ必要な情報を伝えるほか、必要に応じて音源への誘導などを行う聴導犬を給付します。

※希望者が多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合があります。

費 用 … 給付は無料です。ただし、訓練に要する交通費等の費用や、健康管理・飼育に要する費用等は自己負担となります。

窓 □ … 神奈川県 福祉子どもみらい局 障害福祉課 社会参加推進グループ
電話：045-210-1111（代表） FAX：045-201-2051

身

身体障害者補助犬健康管理費の支給

内 容 … 低所得のため、身体障害者補助犬の定期検診やワクチンなどの健康管理に係る費用の負担が困難な人に対して、1人につき年間6万円を限度に費用を助成します。

利用できる方 … (1) 申請する年度の前年の10月1日時点で川崎市に住民登録がある方
(2) 補助犬を使用している方
(3) 申請する年度の市町村民税のうち所得割の額が4万円未満の方

支給対象費用 … 獣医師によって行われる次の処置
(1) 健康診断
(2) 予防接種やワクチンの投与等
(3) フィラリア予防薬・ノミ及びマダニ予防措置等

手 続 方 法 … 前年の10月から申請する年度の9月までに実際に支払った対象費用について、10月末までに申請書、請求書、収入がわかる証明書に領収書・明細書の原本を添えて郵送で提出してください。

問 合 せ 窓 口 … 健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課（電話：200-2676 FAX：200-3932）



身体障害者補助犬の同伴・使用に関する相談窓口

- 内 容 … 公共機関のみならず、飲食店や旅館、病院など、不特定多数の方が利用する施設についても、原則として自由に、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を同伴することができます。
- 補助犬を同伴して施設を利用した際に受け入れを拒否された場合など、利用者からの様々な相談に応じるとともに、施設管理者が注意する点などについても必要な助言などを行っています。また、必要に応じて関係行政機関の紹介も行います。
- 窓 口 … 健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課（電話：200-2676 FAX：200-3932）



バリアフリーマップ／かわさきパラムーブメント実践店

- 内 容 … 主要駅周辺で多くの方の利用が想定される施設や市の施設などのバリアフリー情報について、「バリアフリーマップ」として公開しています。
- また、障害者、外国人、高齢者をはじめとした利用者に対して気づかいのある接遇を実施しているなどの「ソフト面のバリアフリーに対応している店舗」、または店舗の入り口に段差が無いなどの「ハード面のバリアフリーに対応している店舗」である「かわさきパラムーブメント実践店」もバリアフリーマップ上に表示しています。
- インターネット上で公開していますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。
<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=41-47&>
- 窓 口 … ・バリアフリーマップについて
まちづくり局 指導部 建築管理課 電話：200-3088
- ・かわさきパラムーブメント実践店について
市民文化局 パラムーブメント推進担当 電話：200-0809



(2) 交通手段の割引など

① ② ③

川崎市ふれあいフリーパスの交付

- 内 容 … 川崎市内を運行する路線バス（一部区間、深夜バス、高速バス等を除く）に乗車できるふれあいフリーパスを交付します。
- ※乗車する停留所又は降車する停留所が川崎市区域内である場合は、市外をまたぐ運行系統の路線バスも利用できます。ただし、一部利用できない路線バス等があります。
- ※70 歳以上の方、福祉タクシー利用券などの交付を受けている方は、対象となりません。
- ※新年度に利用できるふれあいフリーパスの交付開始時期は、3月の最終週頃を予定しています。（詳細は、市政だより・市ホームページに掲載する予定です）

利用できる方 … 本市に住所地を有する方で、次の表に該当する方

交付対象者	本人のみのフリーパス	介助者付のフリーパス (本人と同乗する介助者 1 名も無料で乗車できるフリーパス)
身体障害者手帳をお持ちの方	1 級～4 級	12 歳未満で 1 級～4 級 (小学生以下) ※5 級、6 級の方は対象となりません。
	5 級、6 級で社会福祉施設等に通所されている方 (※)	
療育手帳をお持ちの方	A1、A2、B1	12 歳未満で A1、A2、B1 (小学生以下) ※B2 の方は対象となりません。
	B2 で社会福祉施設等に通所されている方 (※)	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※手帳の有効期限が切れている方は交付できません。 更新後の交付となります。	1 級～3 級	12 歳未満で 1 級～3 級 (小学生以下)

(※) 社会福祉施設等に通所されている方とは、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所又は地域活動支援センター等に通所されている方です。

- 手 続 方 法 … 既に交付を受けているふれあいフリーパス、申請する時点で有効な身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（2つ以上の手帳をお持ちの方は、全ての手帳を持参してください。）、印鑑（朱肉印。スタンプ印不可。障害者本人が署名する場合は持参不要）を持参してください。
- また、身体障害者手帳5級もしくは6級をお持ちの方又は療育手帳B2をお持ちの方で、社会福祉施設等に通所されている方は「川崎市ふれあいフリーパスの交付に関する通所証明書」を持参してください。
- ※通所証明書は、申請手続きを行う際に毎回提出が必要となります。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

川崎市福祉タクシー利用券の交付

内 容 … 重度障害者に対し、タクシー料金の一部（運賃・迎車料）を助成する福祉タクシー利用券を交付します。

※交付枚数は、1人あたり月7枚

なお、下記利用できる方のうち、週3回以上、人工透析で通院している腎臓機能障害の方には、1人あたり月14枚交付します。

※新年度に使用できる福祉タクシー利用券の交付開始時期は、3月の最終週頃を予定しています。（詳細は、市政だより・市ホームページに掲載する予定です）

【利用上の注意事項】

- 乗車の前に、福祉タクシー利用券が使用できるか、必ず乗務員に確認してください。
- 福祉タクシー利用券を使用する前に、必ず券面に障害者手帳の番号を記入し、障害者手帳を乗務員に提示してください。
※障害者手帳の番号が記入されていない福祉タクシー利用券は使用できません。
- 福祉タクシー利用券は、障害者本人（表紙記名者）が乗車する場合のみ使用できます。
- 障害者手帳の提示により、障害者割引（1割引）を行っているタクシー等があります。障害者割引と福祉タクシー利用券は併用できますので、乗車の前に乗務員に確認してください。
- 福祉タクシー利用券1枚につき、500円までを助成します。
- タクシーの乗車1回につき、複数枚の使用が可能です。
- 複数枚を使用する場合を含め、500円に満たない場合にはお釣りは出ません。
- 福祉タクシー利用券1枚の助成上限額を超える金額は自己負担となりますので、現金等でお支払いください。
- 福祉タクシー利用券が使用できるタクシーは、神奈川県タクシー協会に加盟しているタクシー、神奈川県個人タクシー事業連合会に加盟しているタクシー、川崎市が福祉タクシー利用券取扱協力機関として認めたタクシー若しくは福祉有償運送となります。

【乗車事例】障害者割引（1割引）適用後の乗車運賃が1,200円の場合

- ・福祉タクシー利用券を2枚使用した場合
→福祉タクシー利用券の助成額は1,000円です。残りの200円は、現金等でお支払いください。
- ・福祉タクシー利用券を3枚使用した場合
→福祉タクシー利用券の助成額は1,200円です。この場合、お釣りは出ません。

利用できる方 … 本市に住所地を有する方で、次の各号に該当する方

ただし、ふれあいフリーパス、高齢者フリーパス（福祉パス）などの交付を受けている方は、対象となりません。

- (1) 障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方（下肢・体幹・視覚及び内部障害のいずれかを含む方に限る）
- (2) 障害程度がA1又はA2と判定された療育手帳をお持ちの方
- (3) 障害程度が3級の身体障害者手帳をお持ちの方（下肢・体幹・視覚及び内部障害のいずれかを含む方に限る）で、かつ、障害程度がB1と判定された療育手帳をお持ちの方
- (4) 障害程度が1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続方法 … 既に交付を受けている有効期限が過ぎた福祉タクシー利用券（未使用の福祉タクシー利用券）、申請する時点で有効な身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（2つ以上の手帳をお持ちの方は、全ての手帳を持参してください。）、印鑑（朱肉印。スタンプ印不可。障害者本人が署名する場合は持参不要）を持参してください。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

① ② ③

タクシー運賃の割引

内 容 … 乗車の前に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示し、割引適用となるタクシーである場合には、運賃が 1 割引となります。
（10 円未満切り捨て、他の都道府県でも適用）

問い合わせ先 … 一般社団法人 神奈川県タクシー協会 電話：045-241-3577
神奈川県個人タクシー事業連合会 電話：045-401-8896

④

難病患者タクシー運賃の割引

内 容 … 乗車の前に、特定医療費（指定難病）受給者証又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を乗務員に提示し、割引適用となるタクシーである場合には、運賃が 1 割引となります。（10 円未満切り捨て、迎車料金等は対象外）

問い合わせ先 … 社団法人 神奈川県タクシー協会 川崎支部
電話：244-5505 FAX：244-5506

バス（市バス・民営バス）運賃の割引

内 容 … 乗車時に、障害者一般乗合自動車運賃割引証を乗務員に提示することで、運賃が５割引（定期券は３割引）になります。

割引証は、普通乗車用と定期券用があり、それぞれ単独用（本人のみ割引）と介護付用（本人と介護者の割引）があります。

※割引証は、神奈川県外では利用できません。

※本人が単独で利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳の提示でも割引が受けられますが、バス乗車時のスムーズな確認のため、割引証をご利用ください。

※定期券を購入する場合は、定期券用の割引証が必要です。

※介護者が割引を受ける場合、介護付用の割引証の提示又は介護を受ける方の身体障害者手帳、療育手帳の提示（定期券の場合は、定期券用の割引証）が必要です。

利用できる方 … (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
(2) 療育手帳をお持ちの方
(3) 身体障害者手帳をお持ちの方の中で、第１種障害者（３７～３８ページ参照）に該当する方の介護者又は１２歳未満の方の介護者
(4) 療育手帳をお持ちの方の中で、障害程度がＡ１、Ａ２の方又は１２歳未満の方の介護者

手 続 方 法 … 各区役所地域みまもり支援センターで割引証の交付をあらかじめ受けて、普通乗車用はバス乗車時に提示、また、定期券用は定期券購入時に提出してください。

窓 口 … 「割引証」については、各区役所地域みまもり支援センターにお問い合わせください。（１３ページ参照）
「定期券」については、各バス会社の乗車券販売窓口にお問い合わせください。

鉄道運賃の割引

内 容 … ＪＲ、私鉄などの鉄道を利用する際に、本人及び介護者について、運賃の割引が受けられます。

※介護者は、障害者割引の対象となる障害者本人と同伴して、同一区間を乗車する場合のみ、運賃の割引が受けられます。介護者が単独で乗車する場合は、運賃の割引は適用されません。

対 象 者 … 次の表に該当する方

第１種障害者	身体障害者	身体障害者障害程度等級表（３７～３８ページ参照）
	知的障害者	療育手帳にＡ１、Ａ２と記載されている方 療育手帳にＢ１、かつ、身体障害者手帳に１級、２級、３級と記載されている方
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳に１級と記載されている方
第２種障害者	身体障害者	身体障害者障害程度等級表（３７～３８ページ参照）
	知的障害者	療育手帳にＢ１、Ｂ２と記載されている方 ※２つ以上の重複する障害がある場合は、第２種から第１種になることがあります。
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳に２級または３級と記載されている方

※割引種別は、障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に記載されています。
 ※鉄道会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は各鉄道会社にお問合せください。

割引の概要 … 次の表のとおり。ただし、鉄道会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は各鉄道会社にお問合せください。

対象者	乗車内容	対象者年齢	乗車券種別	割引率
第1種障害者	本人が、単独で片道 100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合 ※距離制限なし	制限なし	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 急行券	5割引 ※12歳未満の定期乗車券は、介護者のみ5割引
第2種障害者	本人が、単独で片道 100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合 ※距離制限なし	12歳未満	定期乗車券	5割引 ※介護者のみ5割引

手続方法 … (切符の場合)

乗車券購入の際に、身体障害者手帳、療育手帳（身体障害者手帳と療育手帳を重複してお持ちの方は両方）、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。本人と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券等を購入してください。

(Suica等のICカードの場合)

乗車時は自動改札にICカードをタッチして入場し、降車時は有人改札の窓口で、ICカード及び障害者手帳、療育手帳を提示してください。

※降車時に自動改札機を利用すると、障害者割引運賃が適用されませんのでご注意ください。

※障害者割引の適用条件を満たしてICカードで乗車される場合、1円単位のIC運賃が適用されます。

※障害者割引運賃で鉄道を利用する際は、必ず障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯してください。本人確認のため、乗務員から提示を求められることがあります。

窓 □ … 各鉄道会社の窓口

① ② ③

航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの12歳以上の方および介護者1名まで割引が適用されます。割引率については航空会社により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください。なお、適用区間は国内線の全区間です（LCC等一部の航空会社を除く）。

航空券の購入および搭乗手続きをするときに手帳を提示してください。

有料道路通行料金の割引

内 容 … 身体障害者手帳または療育手帳の提示で割引が受けられます。また、ETCノンストップ走行においても割引が適用となります。割引を受けるためには、事前に申請手続きが必要です。

対象車	障害者 1 人につき 1 台のみ対象となります。※ 1 【本人が運転する場合】 ・本人またはその親族等が所有する乗用車、貨物自動車（ライトバン等に限る）※ 2、特種用途自動車または二輪自動車（総排気量が 125 cc を超えるもの。以下同じ。） ・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等 【障害者本人以外が運転し、本人が乗車する場合】 ・本人またはその親族等が所有する乗用車、貨物自動車（ライトバン等に限る）、特種用途自動車または二輪自動車。 ・当該重度障害者を継続して日常的に介護している方が所有する乗用車、貨物自動車（ライトバン等に限る）、特種用途自動車または二輪自動車（営業車は除く） ・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等、タクシー（介護タクシー含む）や福祉有償運送車両 ※ 1 レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等、タクシー（介護タクシー含む）や福祉有償運送車両の事前登録はできません。<u>ただし、登録をしていない車で割引を受ける場合も、事前に割引の申請手続きが必要です。</u> ※ 2 貨物自動車の場合は、乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められるライトバン等が対象となります。また、特種用途自動車の場合は、乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められる身体障害者輸送車が対象となります（自動車検査証などでご確認ください）。
割引率	有料道路通行料金の 50% が割引されます。 ※他の割引制度との併用はできません。 ※タクシーやレンタカー等事後精算を伴う事業者の ETC カードによる支払は不可
対象道路	東日本高速道路株式会社等高速道路等および都道府県所管の一般有料道路など

利用できる方 … (1) 身体障害者手帳をお持ちの方（本人が運転する場合）
 (2) 身体障害者、知的障害者のうち、重度の障害（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第 1 種と同じ範囲）をお持ちの方（障害者本人以外が運転し、本人が乗車する場合）

手 続 方 法 … ●お住まいの区役所地域みまもり支援センター窓口または高速道路会社によるオンライン申請窓口（自家用車を登録のうえ ETC を利用申請される方のみ）において、お手続きください。

対面で手続をされる場合は、下記(1)～(5)を用意し、窓口までお越しください。

- (1) 身体障害者手帳または療育手帳
- (2) 割引を適用する自動車の自動車検査証
- (3) 運転免許証（本人が運転する場合）
- (4) ETC カード（割引を受けられる本人名義のもの）
- (5) ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等

※ (2)(3)は自家用車を登録する場合のみ必要となります。

※ (4)(5)は ETC ノンストップ走行を利用する自家用車を登録する場合のみ必要となります。

※ 電子車検証の場合、IC タグ内の情報を申請者（代理人）のスマートフォン等の電子機器で読み取って窓口でご提示いただくか、電子車検証と同時に交付される「自動車車検証記録事項」をお持ちください。なお、スマートフォン等での読み取りには、「車検証閲覧アプリ」のインストールが必要です。

●オンライン申請の手続きの流れや必要な書類については、高速道路会社によるオンライン申請受付サイトをご覧ください。

●割引の有効期間は、申請日以後、対象障害者の 2 回目の誕生日までとなります。なお、継続手続は有効期間満了の 2 か月前から有効期限の前日まで行えます。

●虚偽の申請や記載内容等の改ざん、対象者以外の方の乗車に利用した場合は、一定期間の利用停止や道路整備特別措置法第 26 条に規定する割増金が請求されます。

窓 口 … ●各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

●有料道路における障害者割引のオンライン申請窓口

<https://www.expressway-discount.jp>



身 知 精

福祉バス

内 容 … 障害児（者）福祉団体又は障害児（者）福祉施設の方が、研修会、社会見学、スポーツ及びレクリエーションなどのために利用できます。
利用人数は、20 人以上 51 人以内です。また、福祉バスは、障害者の方の社会参加を目的として運行を行っていますので、利用人数のうち約 3 分の 1 が障害者でなければ利用できません。

費 用 … 無料です。ただし、駐車料金、有料道路料金及び宿泊の場合の乗務員の宿泊料は、利用者負担となります。

利 用 回 数 … 1 回の利用は、原則として 1 泊 2 日以内です。
1 団体が年度内に利用できる回数は、2 回までです。
※1 泊 2 日の利用及び 1 回に 2 台のバスを利用した場合は、それぞれ利用回数を 2 回として計算します。
※福祉バスの運行は、予算の範囲内で行っていますので、年度途中で申込みを締め切る場合があります。あらかじめご了承ください。
※国のバス運転手の「労働時間等の改善基準」告示等を踏まえた運用になります。

手 続 方 法 … 利用申込は、利用希望日の 6 か月前からでき、5 か月前に決定されます。空きがある場合は、利用希望日の 1 か月前まで申込みができます。
※新規で福祉バスの利用を希望する場合、事前に、福祉バス利用団体等としての登録が必要となります。福祉バス利用団体等登録届をオンライン、郵送又は持参により提出し、登録手続を行ってください。

（提出先）健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課

電話：200-2676 FAX：200-3932

窓 口 … 北部身体障害者福祉会館（24 ページ参照）

電話：811-6631 FAX：811-6517

福祉キャブ（リフト付き自動車）

内 容 … 主に、車いすを使用している方あるいは全身性障害のため移動が困難な方等で、介助者がいても一般の交通手段を利用することが難しい在宅の重度障害者等の移動手段を確保するため、福祉キャブ（リフト付き自動車）を運行しています。

- 運行台数：8台
- 利用時間：午前8時から午後8時まで
- 利用回数：月4回以内で、1回の利用時間は4時間以内
- 利用地域：市内及び近隣地域（神奈川県内の一部及び都内の一部で、おおむね4時間以内で利用が終了する地域）

利用できる方 … 本市に住所地を有する方で、次の表に該当する方

利用条件	利用できる外出先または目的
下記の1～3全てに該当する方 1 市内在住（在宅）の身体障害者手帳又は特定医療費（指定難病）医療受給者証をお持ちの方 ※学齢児以上 2 次のいずれかの交付（認定）を受けている方 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、肢体又は内部障害で、旅客運賃割引による第1種身体障害者（1級及び2・3級の一部） (2) 指定難病医療費助成の支給認定を受けている方 3 次のいずれかの状態の方 (1) 肢体障害又は指定難病医療費助成の支給認定を受けている方で、外出時に車いすを使用する必要がある方 (2) 全身性障害等のため、移動にストレッチャーが必要な方 (3) 内部障害があり、外出時に介助が必要な方	左記3(1)(2)に該当する方で、 1 市、県、国等の公的機関、医療機関、社会福祉施設に赴く等、社会生活上、必要な外出であると認められるとき 2 社会参加の観点から、日常生活上、必要な外出であると認められるとき。ただし、次の外出は除く。 (1) 通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出 (2) 通学等の通年かつ長期にわたる外出 (3) 社会通念上、本制度を利用することが適当でない外出 左記3(3)に該当する方で、障害者本人の疾病の治療のため、医療機関に赴くとき

費 用 … 1時間以内400円、以後1時間ごとに400円加算します。

※駐車料金、有料道路料金等（回送分を含む）は実費負担

手 続 方 法 … 利用の登録をし、利用希望日の1か月前から利用前日までに申込みを行ってください。

窓 口 … （公財）川崎市身体障害者協会

電話：221-0333 FAX：246-6943

メール（利用申込専用）：fukushicab@mbr.nifty.com

受付時間：月曜～金曜 午前9時～12時、午後1時～4時

(3) 自動車の運転に関する支援制度



下肢等障害者自動車運転訓練費助成制度

- 内 容 … 公安委員会公認の自動車教習所において、運転免許を取得する場合の技能教習の経費を補助します。(入学金、学科教習などの費用は含みません。)
補助率2/3(ただし、10万円を限度とする)
- 利用できる方 … 身体障害者手帳が1級~4級の上肢、下肢、体幹、内部および聴覚障害者
- 申 込 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター(13ページ参照)
※運転免許を取得される前に、上記窓口で助成のための申請手続きを行ってください。
(事前申請)
電子申請(1ページ参照)
- 適性検査などの相 談 … 障害のある方が自動車の運転免許を取得する場合、事前に運転免許センターで運転適性検査・相談を受けていただきます。その際、必要に応じて、手動式運転装置等を装備した教習車を配置した教習所等の紹介を行っています。適性検査については下記を参照してください。
- 【所在地・名称】 〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1
神奈川県運転免許センター安全運転相談室
- 【電 話】 #8080 [シャープハレバレ]
(つながらない場合は045-365-3111)
- 【聴覚障害者用FAX】 045-363-7816



身体障害者自動車改造費助成事業

- 内 容 … 通勤等の目的で、自ら運転する自動車のハンドル・アクセル等の操向及び駆動装置等について改造する場合、その費用を10万円の範囲内で助成します。
自動車の改造を行う前に、助成のための申請手続きを行う必要があります。
(事前申請)
- 利用できる方 … 身体障害者手帳の1級・2級の上肢、下肢、体幹機能障害者(所得制限があります。)
- 必 要 書 類 … 申請書、見積書、所得税額等を証明するもの
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター(13ページ参照)、電子申請(1ページ参照)

高齡運転者等専用駐車区間制度

内 容 … 高齡運転者等の利便性向上などのため、「専用場所駐車標章（高齡運転者等標章）」を車内の見やすい箇所に掲出し、標章交付を受けた本人が標章に記載された車両を使用する場合は、駐車優先スペースとして、下の道路標識で「高齡運転者等専用駐車区間」と指定された場所に駐車できます。

〔道路標識見本〕



川崎市内の設置場所

警察署	設置場所	駐車可能台数	周辺施設
川崎	川崎区新川通 1-15 先	1 台	総合新川橋病院
	川崎区東門前 2-1-1 先	3 台	川崎区役所大師支所旧庁舎
川崎臨港	川崎区鋼管通 2-3-7 先	2 台	川崎区役所田島支所旧庁舎

利用できる方 … 普通自動車運転免許保有者のうち、以下のいずれかの条件を満たす方が利用できます。

- (1) 70 歳以上の方
- (2) 聴覚障害又は肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方
- (3) 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方

手 続 方 法 … ●申請者本人が、日常生活に使用する車両について申請してください。
●標章の有効期限はありませんが、記載事項（車両番号、住所、氏名等）に変更があった場合は、届出が必要です。

※高齡運転者等標章の交付を受けていても、駐車をしている間、前面の見やすい箇所に標章を掲出していないと駐車違反となります。

※高齡運転者等専用駐車区間・高齡運転者等専用時間制限区間に高齡運転者等標章の交付を受けた高齡者等以外の方が駐車した場合は駐車違反となります。

必 要 書 類 … 高齡運転者等標章申請書、運転免許証、自動車検査証（ＩＣタグ付自動車検査証をお持ちの方は、自動車検査証記録事項）

※申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。

また、神奈川県警察のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf1088.html>

※妊娠中や出産後 8 週間以内の方は、母子手帳など、それを証する書類も必要です。

窓 口 … 最寄りの警察署の交通課

駐車禁止除外指定車の指定

内 容 … 公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲出すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く。）でも、緊急自動車や他の交通の妨害とならない限り、駐車できます。

※駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

利用できる方 … 「駐車禁止除外指定対象範囲」（97 ページ参照）に該当する方

手 続 方 法 … 下記の必要書類を全て1通ずつ用意し、下記担当窓口にて申請してください。

(1) 除外標章交付申請書

※申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。

また、神奈川県警察ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf1086.html>

(2) 交付を受けようとする方の本人確認書面

（住民票の写し、運転免許証等）

(3) 交付対象に該当することを証明する書面（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳等の写し及び原本）

※手帳の写しは、氏名、生年月日、住所、障害名、個別等級記載の部分が確認できるように、A4 版にてご用意ください。

※申請時に窓口にて確認しますので、手帳等の原本もお持ちください。

(4) 旧標章（更新の場合のみ）

※旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換になります。

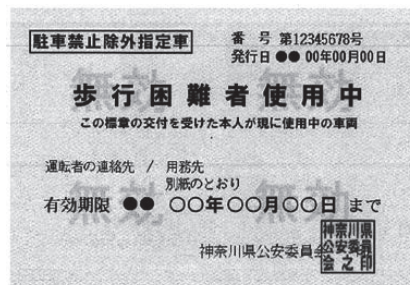
(5) 委任状（代理申請の場合のみ）

※障害者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記の他に必要書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約 2～3 週間かかります。

【標章見本】



窓 口 … 交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課

駐車禁止除外指定対象範囲

身体障害者		
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1 級及び 2 級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
知的障害者 療育手帳 A1、A2 所持者		
精神障害者 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者のうち、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。		
色素性乾皮症者 小児慢性特定疾病児童手帳等 色素性乾皮症の認定を受けている者		

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

内 容 … 障害のある方や要介護認定者、難病患者、妊産婦、けが人等、移動に配慮が必要な方を対象に利用証を交付し、車外から見えるように掲示することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促す制度です。

利用できる方 … 歩行が困難または移動に配慮が必要な方で、次表に該当する方

区分		交付基準
身体障害者	視覚障害	4 級以上
	聴覚障害	3 級以上
	平衡機能障害	5 級以上
	肢体不自由（上肢）	2 級以上
	肢体不自由（下肢）	6 級以上
	肢体不自由（体幹）	5 級以上
	脳原性運動機能障害（上肢機能）	2 級以上
	脳原性運動機能障害（移動機能）	6 級以上
	内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能）	4 級以上
知的障害者		A2 以上
精神障害者		1 級
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者
高齢者等		要介護 1 以上
妊産婦		母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から 1 年までの者
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者

※上記の障害等級等に該当しない場合でも、医師の診断書等により歩行が困難等の確認ができれば、利用証を交付します

手 続 方 法 … 神奈川県または川崎市にて、電子申請または郵送にて申請を受け付けています。

※詳細は川崎市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170238.html>



窓 □ … 健康福祉局 地域包括ケア推進室 地域福祉担当
電話：200-1490 FAX：200-3926